

場	所	(平方メートル)	用途
岩美郡福部村大字湯山字太田一、二〇八ノ一番地先	一、二〇七ノ一番地先	九一・八七 九二・六三	道路敷 水路敷

鳥取県告示第四百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字市瀬字大ノ田	一、四五五ノ一番地先から 一、四五五ノ四番地先まで 字古澤ノ上ミ一、四六八番地先	五〇・八三 二一・五六 三〇・三一	道路敷 水路敷 水路敷

鳥取県告示第四百四十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市津ノ井字向 downs 砂田二七七ノ一番地先から 二七六ノ三番地先まで		三三・四五	水路敷

鳥取県告示第四百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
米子市西福原字御建通天下モ九〇五ノ二番地先から 九〇九ノ一番地先まで		四九・七五	道路敷

鳥取県告示第四百四十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年六月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員 及び延長
八頭郡家町大八頭郡家町大字福本字落岩東分二の六 字福本三一四	四の二	幅員 五・〇〇 メートル
山本 政美	七の八	延長 八一・九〇 メートル
"	七の二	
"	七の八地先農道	
"	七の六地先水路	

鳥取県告示第四百四十三号

家畜伝染病にかかつている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、次のとほり告示する。

昭和四十五年六月十九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	戸数	羽数	発生日月日	発生場所	種別
ニユーカッスル病	鶏	一	九〇〇	昭和四十五年六月十五日	米子市下郷	焼却又は埋却

公 告

昭和45年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和45年6月19日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約30名
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

2 受験資格

- (1) 学 歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和18年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた男子に限ります。
- (3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

ア 教養試験 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 身体検査 警察官の職務遂行に必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があり

ます。

検査項目	基準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸囲	78cm以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁色力	完全であること。
聴力	完全であること。
その他	身体に奇型その他の異常がないこと。

(2) 試験日時及び試験場

試験日	試験日時	試験地	試験場
昭和45年8月9日(日)		鳥取市	鳥取県立鳥取西高等学校
	受付8時20分から8時45分まで	米子市	鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和45年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

ウ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行ないます。

エ 体力検査 警察官の職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

(2) 日時及び場所 昭和45年9月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和45年9月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、採用は昭和46年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間(大学卒は6月間)初任教育を受け、修了後は

巡查としてそれぞれ勤務地に配置されます。

- (3) 給料は、原則として下表のとおり給料月額が支給されますが経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給料月額が決定され毎年1回昇給します。そのほか、期末・勤勉手当(年間、給料月額約4.5月分)、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

学 歴	区 分	入 校 時 の 給 料 月 額
大 学	卒	31,510円
短 大	卒	29,150円
高 校	卒	27,110円

- (4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の請求 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所で交付します。郵便で申込用紙の請求をする際は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書きし、おて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

- (2) 申込方法 受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記

入し、7円切手をはってください。

- (3) 受付期間 昭和45年7月1日(水)から昭和45年7月30日(木)まで受け付けます。郵送の場合は7月30日(木)の消印のあるもの限り受け付けます。ただし、特別の事情のあるものについては、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

- (4) その他 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

9 その他

- (1) この試験にあわせて東京都、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県、警察官採用試験が実施されます。受験申込の際には、本県のほか、あなたが志望する都府県を第3志望まで志望することができます。その場合、試験の可否は志望順に決定されます。

- (2) この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和45年6月19日から6箇月以内に申し出てください。

昭和45年 6月19日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	備 考
現 金	1,000円札	3枚	3,000円	1 昭和45年 5月14日午後4時ごろ鳥取市今町1丁目小松外科医院待合室において診察に来院中の患者の茶色ハンドバッグの中の財布から現金1,600円を窃取 2 昭和45年 5月16日午後8時ごろ鳥取市栗谷町において、被害者不明の自転車の荷物小かごの中の財布から現金1,069円を窃取 3 昭和45年 5月18日午前11時ごろ、鳥取市浜坂ひばりヶ丘日の丸バス停留所待合所において、被害者不明のうす桃色ビニール製カバンの中の財布から現金580円を窃取
	100〃	1〃	100〃	
	50円硬貨	1〃	50〃	
	10〃	4〃	40〃	
	5〃	1〃	5〃	
	1〃	4〃	4〃	
			計	
			3,199円	

黒色サングラス

1個 時価 200円

4 昭和45年 5月14日午前8時ごろ、鳥取市駅前公衆電話ボックス内において、被害者不明の黒サングラス1個時価200円相当を窃取

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】